

利用者・ご家族各位

警報発表時の放課後等デイサービス開催について（令和 8 年制度改正）

令和 8 年 5 月
ひかりの丘 松井

令和 8 年 5 月より、気象庁の防災気象情報が新しい名称へ変更されました。

これに伴い、当事業所の放課後等デイサービスにおける開催基準についても見直しを行いました。利用者・職員の安全確保を最優先とするため、登校日は豊田特別支援学校の対応基準に準じて判断いたします。なお、祝日・学校休業日はデイサービスと同じ基準で運用します。

1. 開催基準（登校日の場合：豊田特別支援学校に準ずる）

学校の対応	放デイの対応
臨時休校	中止
自宅待機（登校見合わせ）	中止
通常授業	開催

※学校が午前中に休校を決定した場合は、放デイも中止となります。

※学校が「自宅待機」とした場合も、安全確保の観点から中止とします。

2. 祝日・学校休業日の開催基準（デイサービスに準ずる）

豊田市に以下のいずれかが発表された場合、開催可否は次のとおりです。

発表状況（午前 8 時時点）	開催可否
特別警報（レベル 5）	中止
危険警報（レベル 4）	中止
レベル 3 警報（旧：警報／大雨・洪水など）	原則中止（安全確認できる場合のみ実施）
午前 8 時時点までに警報解除	開催
提供中に上記警報が発表	各家庭・施設へ連絡後、送迎開始（連絡不可時は施設で待機）

3. お願い

- ・警報発表が予想される際は、連絡が取れる状態をお願いします。
- ・送迎経路の安全が確保できない場合、警報の有無にかかわらず中止することがあります。
- ・緊急時の連絡は、一斉メール後にお電話にて行います。

4. 最後に

今回の見直しは、令和 8 年からの防災気象情報の変更に伴うものです。

今後も利用者の皆さまの安全を最優先に運営してまいりますので、

ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上